

飯舘村長泥地区における環境再生・復興に向けた確認書

平成 29 年 11 月 22 日

環 境 省

飯 舘 村

長 泥 行 政 区

平成 29 年 11 月 20 日付で飯舘村から要望のあった、「長泥地区の環境再生・復興に向けた要望書」について、以下、確認する。

1. 環境省及び飯舘村は、今後、長泥地区における除去土壌の再生利用を含む環境再生事業を通じて、飯舘村の復興のみならず、福島県の復興に貢献する。
2. 環境省、飯舘村及び長泥行政区が連携して、有識者の意見を踏まえ、安全・安心に十分配慮しながら、実証事業に着手する。